

平成 29 年度第 1 回亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（12 月 6 日開催）
議事録

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今から亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は、9名の委員全員にご出席いただいておりますので、審議会が成立いたしておりますことを確認させていただきます。それでは、開会にあたりまして、木藤会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

（会長）

おはようございます。先ほどお伺いしましたら、1月20日以来ということですので。その間いくつかの改正をしたり、制度が変わったりということがありましたので、今回協議をしていただくことになりました。本日は項目が多いので、スムーズに進めていければと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。この会議は公開としており、会議要旨を市のホームページ及び市役所1階の市民情報コーナーで公開させていただく予定ですので、ご了承をお願いいたします。それでは、会長に議長として進行をお願いいたします。

（会長）

それでは協議事項1件目の「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度について」担当の教育委員会（学校教育課）からお願いいたします。

（担当課）

《資料に基づき説明》

（会長）

全国的にこの学校と警察の連携というのは、以前からあります。神奈川県川崎市で起こったいじめ死亡事件をきっかけに、国が各県警を中心に連携協定制度を設けて運用するというのを推進しています。京都府も、すでに京都府の公立・私立学校の間で協定制度を設けて、学校から警察、警察から学校へという連携制度があります。亀岡市も平成21年の時点で協定を締結していますが、その時点で教育委員会の判断としては、本人同意というものであったので、審議会にかける必要はないということで、今回初めて上がってきました。

（委員）

市の情報を提供する際の利益と不具合を考えた場合、情報を提供するメリットの方が多いということですね。

(担当課)

市から警察へ情報を提供する場合は、生徒児童本人及び保護者の同意を得てから提供するので、今までと変更はありませんので問題はないかと考えます。今回につきましては、警察の方から情報を学校に提供する場合、同意を得ずに提供するということになります。

(委員)

逆に考えておりました。すみません。

(委員)

資料No. 1の「協定締結者」の6行目あたりですが、「児童生徒本人及び当該児童生徒の保護者からの同意を要しないことは、『条例の各要件を満たし、個人の権利利益の保護との調整が図られたものと認められることから、適当であると判断する。』との答申を受けている。」とありますが、「個人の権利利益の保護との調整が図られている」というのはどういう意味でしょうか。警察は本人の同意は取らずに情報提供します。しかし、「個人の権利利益の保護との調整が図られている」というのはどう意味なのか理解しがたいです。

(担当課)

京都府個人情報保護審議会の細かいところまではわかりかねますが、まず警察から学校へ連絡する前に、当該児童生徒本人及び保護者に説明をします。なおかつ必要に応じて自らが学校へ申し出るよう説明します。こういった状況も踏まえて、学校と連携して学校でも指導をした方が、生徒個人のためにもなるという見解かと考えます。

(委員)

「個人の権利利益の保護との調整が図られている」というのは本人の同意を得られたということかと思いますが、これまでの事例としては、同意が得られない場合は連絡できないケースがあるので、それをできるようにしようということですよ。嫌だと言っても同意なしに連絡できる体制にしようということですね。それは個人情報を出したくないという権利利益の保護との調整が図られていると、京都府個人情報保護審議会は答申されていますが、その理屈が全くわかりません。また、学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案については、警察は本人又は保護者の同意を得るのに、なぜ加害者の場合には同意を得ないのか。同意を得ないと連携が取れないからということかと思いますが。なぜ差をつける必要があるのでしょうか。

(会長)

これは府の審議会の見解なので、亀岡市の教育委員会に意見を聞いたとしても、ここでは

どうかと思います。

(委員)

協定を締結して双方がその内容について了解をして取り組むわけですね。

(会長)

なので、ここでそれについて議論するのではなく、今日かかっている案件について審議いただければと思います。これが根拠だと教育委員会を出してきましたが、審議会が何を考えているかを私も理解できません。ここでつっこんでも府の審議会の見解はわかりません。それよりも、警察が学校へ個人情報を提供する場合というのがどういうものであるかを議論した方が建設的かと思います。改めて、警察が学校へどのような個人情報を提供するという案件があるのかということと、亀岡市に当てはめるとどういった事態になるのか、それにおいて同意が得られない場合、本審議会にあがってきた具体的な点について説明いただきたい。

(担当課)

警察から学校へ連絡する対象事案としては、逮捕事案、家庭裁判所へ送致又は児童相談所へ通告したぐ犯少年に係る事案、身柄を同行して児童相談所へ送致又は通告した触法少年に係る事案が主です。それ以外につきましては、学校との連携による継続的な対応が必要と認められる事案については、事案の内容によってということになりますが、集団による非行で組織性又は反復性のある事案、他の生徒に悪影響を与えると認められる事案、ということになっております。亀岡市の場合につきましては平成21年5月に協定を締結、6月に施行となっておりますが、協定に基づいた事案はほぼないと思っております。ただ、今まではなかったことかと思いますが、問題行動の低年齢化というのが問題になっております。したがって、今まででしたら高校生・大学生の事象であった問題が、義務教育である小学生・中学生の間でも起こってくる可能性があると考えます。また、京都府全体で再犯率が40%という数字も出ており、協定を締結することによって子供たちの非行防止にあたって、非常に効果的なのではないかと考えます。

(委員)

校内のいじめの問題は関係ないのでしょうか。今までいじめは学校内なので解決しようという動きがありましたが、例えば親が警察にいじめられていることを相談した場合どうなるのでしょうか。

(担当課)

いじめに関しましては、平成25年大津市で起こりましたいじめ事象を受けまして、いじめ防止対策推進法が施行されました。したがって、いじめについても法でだめだと言われておりますので、当然警察の方に保護者の方が相談された場合についても、学校と警察とで連携を取り対応させていただくことになると思います。

(会長)

犯罪の話を、保護者を絡めて警察と犯罪捜査、予備的なものを含めて情報を入れて行うことに、この制度に批判があります。幸いなことに近隣を見ても、これを活用して頻繁に連携を取っているということはないようですが、私は危険な制度と思っております。亀岡市もガイドラインで取り決め、慎重に取り扱っていますが、あまりにも怖くて使えないなと思います。そもそも犯罪予防、いじめ防止の目的以外に、子供の環境は単に犯罪だけでなく、貧困など別の要件もあり、端的に警察と連携協定を締結することで子供を守れるのかと思います。本審議会としては、協定に基づいて運用する際の案件についてお諮りしているということです。具体的には、記録票と連絡票が残るということですよね。

(担当課)

個人情報になりますので、パソコン等への保存は一切禁止にしております。まず連絡につきましても、面接又は電話によって口頭のみで、FAX・メール等は禁止です。また、記録した紙につきましても責任者が鍵のかかるロッカー等で保管します。

(会長)

保存期間はどれくらいですか。

(担当課)

対象となる児童生徒が卒業するまでとなっております。

(委員)

今まで事例がないというのは、警察の方で本人から同意が得られなかったから連絡が来ないということですね。同様の事例があったとしても。

(担当課)

その可能性もあります。

(委員)

同意を取らないといった場合、個人情報保護条例第9条で収集方法の制限というのがありますが、何を根拠において情報を収集できるとしているのでしょうか。

(担当課)

第9条につきましては、第2項第6号の「審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき。」と考えております。

(委員)

生徒個人への指導、支援をすることが公益上必要あるということになるのでしょうか。

(担当課)

事象につきまして、学校が知らないままですと早期での対応ができかねず、周りに影響を与える可能性もありますので、早期に生徒指導等を行なわなければならないと考えます。

(委員)

生徒指導をしたいという考えはわかりますが、そういったことは別に、小学校、中学校だけでなく、高校でもそうですし、一般社会でも事前に情報を得ていると対応がしやすいというのはあります。個人情報を守らないといけないという前提があるので、それができていません。自分は嫌だけど知られるということによる生徒と学校との関係などのデメリットも大きいかと思います。公益上と言われましても、すんなりと理解できません。今までなら相互に同意を取るというところで問題はないのですが、そうではなくなるとなると危険性を感じます。例えば自治会があります、この家はこういう犯罪を犯した人がいるという情報を、周りの近所の人が被害を受けるかもしれないかもしれないということで、警察に自治会長が連絡をするのですか。そのようなことになったら暗黒社会、密告社会になりませんか。おおげさかもしれませんが。私が昔いた大学では、警察と学校との連携は定期的に関き、情報提供はありましたが、個人の情報をシェアすることはなしで、このあたりではこういった犯罪が増えていますので気を付けてください、という情報だけでしたが、連携をとっていました。そこまで詳しい情報を提供するなど普通はしないと考えます。文部科学省はどのような判断をしているのでしょうか。

(会長)

文部科学省と警察庁が通達をしている案件です。文科省は了解済です。

(委員)

本人の同意なしに情報を提供する点についてはどうですか。

(会長)

本人の同意なしに提供するという事は、個々の協定と運用の仕方についてそこまで文部科学省は指導はしておりません。

(担当課)

京都府でもある事象が起こった際に、関わった生徒の内、同意を得ることができず、学校と連携が取れなかったケースもあったと聞いています。子供たちが多くの時間を過ごすのは学校だと思います。その学校の中で、教諭がその状況を知っているということは、指導する側面だけでなく、頑張って更生をしようとしているところを支えてあげる、支援をしていくという観点もすごく大切かと思っておりますので、こういう形の連携は効果的と考えています。

(会長)

今回の変更の意味、効果といたしますか、第3項の理由は何ですか。

(担当課)

元々はすべて第2項に含まれていましたので、基本的に児童生徒本人及び保護者の同意を得ることになりますが、警察から学校への連絡事案につきまして、犯罪等の被害者の関係の事案を除きまして、同意を要せずに連絡をできる、ということになります。

(会長)

第1項第1号オと一緒にということですね。

(担当課)

フローチャートの中央にもありますように、保護者や児童生徒本人には警察から学校へ連絡する前に説明していただきますし、自らが学校へ申し出るように説明をします。警察から学校へ連絡を行ったあとに、学校が保護者や児童生徒本人に話をする際にも、まず最初に児童生徒及び保護者にこういう制度に基づくということを説明します。また、警察では同意を得ることができないまま、連携したことによって、亀裂が生じるのではないかというご指摘もありましたが、それによって該当児童生徒へ不利益な処分を下すということは禁止をされています。懲罰や停学等が禁止にしております。

(会長)

確認ですが、ここで言う警察というのは、亀岡市で言うと亀岡警察署を指すのですか。

(担当課)

いえ、今回連携をする関係機関は、京都府警察本部であり、京都府全域の警察署です。ですから、市外の警察署から連絡が入ることも想定されます。協定書は、京都府警察本部少年課長との協定です。府全域ですので、例えば右京警察署長が責任者になりまして、そこから連絡が入ります。そして管轄する亀岡警察署へは警察内での連携となります。

(委員)

小・中・義務教育学校生徒を対象にしており、成長期であるので紆余曲折しながら成長していく過程で、こういうことから警察から本人の同意なしに情報が提供されることが心配です。心の傷が残るのではないか。子供が犯罪に走るには何か背景があるはずです。また、学校の先生が子供の成長をゆっくりと見ていられるのか、夜11時、12時頃まで仕事をされている先生もいらっしゃいます。学校の先生方は忙し過ぎます。自分の生活が守られていないのに、ゆっくりと子供のことを考える時間があるのでしょうか。制度を作る、縛りを作る前に、もっと子供に関わっていただける時間、その子が非行に走る前に相談できる先生や、

大人たちの暖かい手を充実させるべきだと思います。私個人的な話になりますが、以前家で放火事件がありまして、それも義務教育終わったぐらいの子で、その時警察の対応が怖くて、大人ですが怖くて、子供が警察に問い詰められたらどのような気持ちになるのかと思いました。何もしていない私でも怖い印象だったので、小さい子供ならなおさらそう思うのではないかと思います。どのような子でも個人の権利がある、ということを小さい頃から教えてあげべきです。むやみに踏みにじってはならないと考えます。こういった事象は丁寧にしていかなければならないと思います。

(委員)

現実の問題として、運用をしやすいような形で改正をされたと思えます。こういったことを行うことをやってもいいかという議論はできません。例外というのをものすごく厳しく考える場合と、先ほどからご指摘されているように、具体的なケースはさておいて、例外的に扱うことがあまりにも多くなると原則という言葉が軽くなります。運用の問題としては、原則となっていますが、どちらかと言えば必ず同意を得ると、しかしやむを得ず同意を得られない場合は、仕方がないという運用なり改正がされた方がいいかと思います。本日の審議会は本来、そういった本質的な問題に関わって議論をして、改正の関係を議論すべきだと思いますが、時間の関係もありますので、とりあえずこのことについては教育委員会の方でもお考えいただければと思います。今日については、この案件を了承するということになると思いますが。

(会長)

同意を得られないというのは何を想定していますか。また、フローチャートにあるどういう事案が想定されて、それが警察からどういうふうな情報が来て、同意がないのに説明するだとかのイメージがわかりません。ここで今かかっているのが、情報公開条例で亀岡市が個人情報情報を収集するために、枠を外していいかという案件です。先ほど委員がおっしゃられたように、公益上といいですか、亀岡市としては妥当な収集目的だということを審議会が認定するのかという話です。通報されてくる生徒児童本人や保護者の個人情報の保護と、学校間とのバランスを見て、この例外的な本人同意なしで通報があり得るということを認めるかという話です。例えば亀岡警察署長が、万引きがあったので、亀岡の子供だということであらかじめ言っておきたいと、予防的に通報するというのを想定しているのか、または微細なことをいちいち通報されていたら本来の子供の成長を阻害するのではないか、そうすると本来の犯罪予防の警察の機能の話と、子育てとの関係でそのバランスの中で、なぜ、今回本人同意が得られないことを想定しているのかイメージがわかりません。

(担当課)

想定として京都府の方でも、ある事件で高校生が数名検挙されました。しかし、すべての少年、保護者が不同意だったので連携が取れなかったということがありました。大小さまざまな事象がありますが、4割が不同意で学校と連携が取れません。その中で今回このような

改正をさせていただきたいと考えます。内容につきましては、少し万引きしたからすぐ連絡をするということではありませんが、先ほど申し上げました逮捕事象等の大きな事案につきましては対象事案としておりますが、その他は個別の内容を精査しまして、学校へ連絡すべきと考えられる事案につきましては、連絡をするという形になっております。警察から連絡を受けた学校は、その子に対する指導ではなく、支援の側面の方を大事にしたいと考えております。警察で指導を受け、反省をしたけれども、子供ですので揺れがあります。学校生活を過ごす中で、また楽な方を選んでいこうとするなかで、学校の教師がこういった情報を知っていると、「警察で反省したのではないか」「頑張るのではないか」と、もう一度軌道修正を図れると思います。

(会長)

連絡の最初のアクションは警察の判断ですよね。大阪府はすべて同意などありません。大阪府警の協定書は同意などありません。学校から警察も、警察から学校も。ガイドラインすらありません。不同意が4割という話ですが、想定する運用ができていないと判断するかどうかですね。事件で不同意した子が同意でも通報して、亀岡の学校が知った方が子供の為になるということですよ、教育委員会としては。本審議会は情報の収集のチェックですが、そもそもこれは子供の為になるのかという議会のような話になってしまいますが。ここで承認した後の流れはどのようになりますか。

(担当課)

教育委員会議の方に報告させていただきます。

(委員)

この審議会で認めた場合、その根拠は第9条第2項第6号に当てはまるということにすれば、同意なく連絡するということが公益上必要であるとしっかり固めておかなければなりません。インターネットで調べていると、ある弁護士がこの協定について批判的な記事を掲載しておりました。なぜ協定でそのようなことができるのかと。

(会長)

協定を修正した時に、協定書の文言変更に係る京都府警との協議はどのようになるのでしょうか。他府県を見ると、警察本部と各個別との協定文章はいじってはいけないと圧力があります。亀岡がこういった修正ができるのか。

(担当課)

「変更できない。」となっております。

(会長)

では、協定書の改正はどうされるのですか。

(委員)

この改正案で、府全体で統一するということですよ。

(担当課)

京都府警が各市町と締結しておりまして、こういった形で個人情報保護審議会に諮り、個別に締結しております。京都府ではほとんどの市町と協定を締結されていると聞いております。

(会長)

他に質問、ご意見ございますか。

(委員)

京都府警が案を示して各市町村と協定を結びたいとし、多くの市町村が締結したということですね。

(担当課)

京都府警と各市町は協定を結んでおられまして、この間お聞きしたところ、あと2～3市町が残っているようです。

(委員)

難しい問題ですね。他市町村が同意だからといって、亀岡市もそれに則るわけにはいきませんし。

(会長)

それはそうですね。この協定書自体に亀岡市の思いは入れられないので、問題は亀岡市が作っているガイドライン上で今回の協定書の変更に伴ってどういった注意点があるのか、同意、不同意、不服に対してどのように対応するのかを示すべきです。不同意でも本人には説明を事前にするということですよ。

(担当課)

事前に説明をします。

(会長)

「あなたは不同意ですが、こういう事情で事前に学校へ連絡がいきます。」という説明をするということですね。本人説明の時に同意が得られれば何も問題がありません。

(委員)

小・中・義務教育学校が対象ですか。高校生は対象ではないのでしょうか。

(担当課)

対象にはなりません。

(委員)

先程の事案では高校生ということでしたが。

(会長)

確かにそうですね。幸いなことに、少なくとも亀岡市には今の所、すぐにデータが飛び交うという事案もなさそうですね。しかし、もしあった時にどういった手続きができるのかということと、最終的に警察側から通報される情報を亀岡市が情報収集しても良いのかということですね。

(委員)

たまたま亀岡市には今までそういう事例がなかったと、ただ他市を見ると警察から学校に連絡できないケースが見受けられ、非行防止に弊害であるからということが、変更の理由ですよね。

(会長)

連携制度の運用というのが本当に役に立っているのかということです。

(委員)

亀岡市にはたまたま事象がなかったからといって、亀岡市には必要がない、ということにはなりません。起こってからでは間に合いません。

(委員)

フローチャート中央の、「原則として、本人及び保護者の同意」とあり、例外規定として、「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき」とありますが、これは誰が認めるのでしょうか。

(担当課)

学校又は教育委員会です。

(会長)

今は警察から学校への提供の話であって、学校から警察は第4条第2項で、基本的に原則同意となっております。その例外が、「個人の生命、身体又は・・・」というところにあたります。警察からの通報案件において、児童生徒が不同意の場合にも学校へ情報が流れて

も良いかという問題です。今まではその両方とも本人同意が原則ですので、基本的には同意しない限り双方の情報は連携しませんでした。今回、提案されてきたのが、警察から学校への連絡についてです。児童生徒にどのような影響を与えるのかという点について、考えるべきです。

(委員)

どのような不都合があるのですか。

(会長)

警察で完結すれば良いのにわざわざ学校に通報され、学校関係者が関与することになります。子供の成長段階で、かつ本人が不同意の中進めていくことに懸念はあります。

(委員)

今の状態では不都合だから、わざわざ今回改正するのですね。具体的にどうよくなるのか教えていただきたい。

(担当課)

今まで警察で、こんな指導が行われたという情報が学校には入ってきていない状況で、子供たちは、警察では反省したと、約束はしますが、学校では気持ちが抜けると言いますか・・・

(委員)

名前や事象についてはその時点でわかっているのですか。

(担当課)

今までは同意を得られなければ、学校側はどういったことがあったかさえも知り得ません。せっかく警察の指導のおかげで本人が更生するという決意を持ったのならば、その意思を学校も保護者と一緒になって支援をしていくということが、可能になっていくので再発防止に役立つのではないかと考えています。

(委員)

その意思があるのならば初めから生徒児童本人は同意するのではないですか。

(担当課)

警察が説明される時にどのような説明をされるかはわかりかねますが、もちろん受ける学校側としてはそういう風な気持ちでその情報を受けて、本人への対応を考えていくということも、ガイドラインでは明記しています。

(委員)

今のことを聞くとそうかと思いますが、聞かなければ、ただ単に個人情報を提供していると思えます。これまでの話を踏まえると反対はしない、という意見になります。

(委員)

実際のやり方として、誰々がこういうことをしたという個人情報に関わることを除いて、「〇〇中学校付近でこういう事件がありました。」という情報のみで、一般的に「〇〇君が休んでいる。」とか、そういった情報で人物を特定し、指導はできるのではないのでしょうか。

(担当課)

警察から連絡がないと、たとえそういった話があったとしても、その事件に対して警察が今捜査をしている最中であれば、そこに学校が指導に入っていくというのは不可能です。連携ができない上で、学校が突っ走って指導に入るとするのは不可能です。

(委員)

本人の同意ということですが、小学生、中学生の場合は少年法の関係もあり、子供を保護すべきものになります。本人の意見を尊重しきれない面もあります。家出をしている子を見つけたと、警察から家族へ連絡が当然あります。学校へも連絡があるとします。それは誰も文句を言いません。万引きの場合、警察が判断をして、保護者と学校相互に連絡を入れるケースもあるでしょう。また、後ろから女兒を刺したという事件が以前ありましたが、これはどうでしょう。本人の同意がなくても学校へ通報すべきなのではないのでしょうか。程度の問題の具体的な例がないので、我々としても難しいものです。

(会長)

原則として、という書き方ですので、元のままで良かったのではないのでしょうか。ただこれは統一協定書ですので、亀岡市の場合は受け入れるかどうかの話になってくるのですが、どういたしましょうか。

(委員)

小中学生を対象として、子供を守る児童相談所等との連携でカバーできないのでしょうか。警察から安易に情報をもらうということにもう少し慎重になった方が良いのではないか。また、書いてあるから大丈夫、という甘い考えではダメであり、人間には感情があるのだということを申し添えます。

(会長)

これは別に学校が教えてくれ、と言っているわけではありません。あくまで警察の判断で連絡します、という流れです。その時に本人同意なしに、情報を得ていいのかということですね。児童虐待の通報制度はどのようになっていますか。それこそ児童の生死にかかわる問題ですよ。

(担当課)

要保護児童対策地域協議会の会議のメンバーの中に教育委員会も入っておりますので、もちろん学校と情報を共有しながら子供たちを見守っていきます。

(会長)

どうでしょうか。もう一度開催しても議論は深まりそうにもありませんし。

(委員)

第1項第1号オ「犯罪等の被害者で・・・」とありますが、小中学校で起こる犯罪とは具体的にどういったものがあるのですか。

(担当課)

学校内の犯罪だけでなく、生活する中で犯罪に巻き込まれたということも指しております。

(委員)

フローチャート下の「学校の対応」の中に、「事前に制度についての児童生徒及び保護者への説明」とありますが、説明だけでしたら一般的に経過だけで同意とはなりません。これを「児童生徒及び保護者の同意を得る」という文言にすればいいのではないのでしょうか。そうすれば第9条第2項第1項「本人の同意があるとき」に当てはまるのではないのでしょうか。警察で同意を得ることなく、事前に学校が同意を得ていることになるので条例上問題がないのではないのでしょうか。学校側も警察側も説明だけとなるとクリアしにくいかと思えます。

(会長)

今回の審議会では、収集方法の制限で、本人の同意が得られなくても、亀岡市個人情報保護条例第9条第2項第6号審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるときは、警察から学校が情報収集をするということが、審議会は認めるかどうかですね。協定書の第3項を追加した上で亀岡市はガイドラインに基づいて、連絡制度を運用したいということですが、どうでしょうか。

(委員)

やむを得ないことではないのでしょうか。

(委員)

今のままでは無理かと思えます。一つは第9条第2項第6号「審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があると実施機関が認めるとき」とありますが、公益上に該当する事例を限定的にピックアップしていただいて、それが公益上に該当するのでいいですね、という確認をし

たいと考えます。警察が言った情報をそのまますべて収集するのではなく、公益上に該当するものを予め双方で確認し、該当する部分のみ収集する。もしくは「学校の対応」の中に、「事前に制度についての児童生徒及び保護者に説明」とありますが、その際に同意書に記入していただくという方法もありますね。

(会長)

警察から連絡があるときは、教育委員会は入らないのですね。

(担当課)

はい、基本的に入りません。後から学校の方から連絡があると思います。

(会長)

先ほど委員からあったように、手続きを二重三重にしておくといいですね。最低でも教育委員会が判断できるような運用にさせていただき、いきなり本人に説明して、不同意でも警察の判断で学校へ提供するという最も危険なことになり得ますので。協定書上では無理ですので、亀岡市の実際の運用の段階で、警察からの連絡事例が発生した場合についてももう少し考えていただければと思います。制度運用が条例上の「公益上」という部分に適合する制度であればいいのですが。

(委員)

例外の例外がありますので、各学校ごとに保護者に対して説明が必要なのではないのでしょうか。

(会長)

学校でこの制度についての説明会は開催されたのでしょうか。

(担当課)

開催しておりません。

(会長)

神奈川県先進事例を見ますと、Q&Aも作っておられますし、説明会もされています。このような制度があること自体、保護者の方々は知られないのではないのでしょうか。行政法の中では以前から反対意見が多い制度でもあります。神奈川県はしっかりしていますが、同意ではなくて通知です。通知をして連絡をする。なぜか京都府は原則同意という厳格になっております。先ほども申しましたが大阪府は同意など取りません。審議会の附帯意見込みで了承しましょうか。

(委員)

保護者の方にはきちんと説明していただく必要がありますね。

(会長)

1点目は、この制度についての目的、具体的な内容を保護者に説明をしていただく。2点目は、今回のこの改正によって本人同意なしに警察から学校に情報が行くような場合の想定事案を整理した上で、適切な情報管理ができるように、できればガイドラインを再修正するか、少し厳格にさせていただきたい。でないと、現場が混乱してしまいます。運用についても一度見直していただきたいと思います。

(委員)

事前に説明する際に、同意を取るというのはどうでしょうか。

(会長)

それは難しいかと思います。一括同意ですよね。それはこの制度の保護者会の説明の段階で同意を得ることになりますので、それが同意となるかと言われれば、難しいのかもしれませんがね。制度は一般的な話ですし、個別の事案は個別事案なので、それを一括して同意を得るとするのは難しいかもしれません。

(担当課)

保護者会での説明というのは、保護者へ周知を図るということですね。

(会長)

周知の方法はお任せします。ガイドラインは配る必要はないかと思いますが、他市はQ&A集を配布されたりされていますね。そもそも協定書自体知られていないと思います。

(担当課)

教育委員会でチラシ等を作成し、保護者に配布するなどでしょうか。

(会長)

そこはお任せしますが、保護者への周知徹底と、新たに変更した部分についての運用を留意して行っていただきたい。それをガイドラインに反映させるかどうかは、教育委員会にお任せします。

(委員)

法令上の根拠は何になりますか。

(会長)

第9条第2項第6号は公益上に係るのではなく、審議会の意見を聴く、審議会が了承する

というのが重要になってきます。「公益上」というのは、行政法上の不確定概念であり、最後の決まり文句となっております。公益があるかないかではなくて、最終的に個人情報の取扱いについて、審議会がこの提案について情報を収集したりすることについて、例外規定として認めるかどうか。結果として公益にかなうということになります。そもそも、法令根拠や本人同意があれば本日の審議会に協議事項として上がってはきません。どちらもクリアをしないので、今回協議をすることになっています。

(委員)

発言されていない方もいらっしゃいますが。

(委員)

特にありません。

(会長)

では、事務局で整理をしていただいて、後日委員さんに配布をさせていただきます。

(委員)

私はこの事項に賛成はできません。

(会長)

わかりました。審議会としては附帯意見をつけて了承をします。

次に、協議事項2件目の「国保データベース（KDB）システムの利用について」担当の保険医療課からお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

資料の3枚目にありますように、後期高齢者の医療情報、健診情報等を国保データベースを利用してデータを収集、分析することにより、本市保健事業に活用されます。収集の点と、本人通知をしない点について考えていきます。健診事業は、匿名ですか、またどのような形でデータベースにありますか。

(担当課)

統計情報として収集することも可能です。また、名前や生年月日、受診歴等個人情報を見ることがありますが、利用は市の職員が行うということで、京都府後期高齢者医療広域連合に申請をさせていただきます。担当課が限定されています。

(会長)

担当課はどこですか。

(担当課)

保険医療課、高齢福祉課、健康増進課の3課です。

(会長)

データ自体はすでにKDBに蓄積されています。それを今度利用するということですね。利用することにおいて情報収集の制限、個々に本人に了承を得ないので、そこが問題ですね。他市で使用している所はありますか。

(担当課)

11月時点で6市3町9団体の利用があったと聞いております。

(会長)

具体的な活用事例、役に立ったという事例はありますか。

(担当課)

他市の後期高齢者医療担当課に確認したところ、KDBシステムを個人の問い合わせに活用することはありますが、保健事業にはなかなか活用できていません。また後期高齢者医療に関しては職員数も少なく、専門職の配置もありません。今後の課題と考えております。

(会長)

担当課は医療情報等を分析して活用できることになりますね。国保データベースを亀岡市の担当課が個々にアクセスし、データを利用することについて、情報収集制限と本人通知の観点に関して、審議会として了承をしても良いでしょうか。

(委員)

資料に、「平成28年1月データから閲覧可能となった。」とありますが、このプロジェクトを行うのは初めてですか。

(担当課)

後期高齢者医療としては、初めてです。

(会長)

今回は後期高齢者の健診情報及び医療情報データを利用するという話です。よろしいでしょうか。

《委員了承》

(会長)

では、了承とします。では報告事項1件目の、「広域連合『京都地方税機構』における国保料徴収業務の開始について」続けて保険医療課からお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

説明がありましたように、既に市税の滞納分については京都地方税機構で、実績があがっています。国保についても、滞納繰越分と督促状発送後の現年分について、来年4月からということですね。何かご質問ありますか。

(委員)

来年4月から国民健康保険は京都府の主管になるということですが、4月以降の徴収分に関しては京都府で対応し、滞納分は引き続き亀岡市で徴収を続けていかないといけないということですね。それを税機構に移管するということですかね。

(担当課)

平成30年4月からの国民健康保険の都道府県化は、各市町村と共同して都道府県も保険者となります。保険料賦課徴収、被保険者証交付、保険給付等事務については、今までどおり市町村が行います。京都府には納付金として保険料相当額を納付することになります。その納付金を支払うために、各市町村は保険料を賦課、徴収するという形になります。督促状発付後の滞納保険料について、税機構に移管することになります。

(会長)

この件ですがどうでしょうか。他に質問等なければ、以上で終了とさせていただきます。では報告事項2件目の「地理情報システム(GIS)を活用した『問い合わせ(苦情)管理システム』の運用状況について」担当の総務課からお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

従来は住宅地図などに手書きで記入をしていましたが、それらをデジタル化されました。それに伴って情報が集約されるので、前回の審議会で審議をさせていただきました。そしてシステムの運用が開始されました。例えば、水道管が破裂した等の連絡が入れば、このシス

テムを利用して、地図上に印が付くというものです。

(委員)

利用されている担当課での件数が、380件とのことですが、内訳はどのようになっていますか。また、主にどのような問い合わせがありますか。

(担当課)

具体的な内訳については、担当課で把握しているのですが、こちらでは分析などをしていませんが、例えば、道路が陥没していることであったり、街路灯が消えているなどの問い合わせがあります。また、河川であれば、堤防の倒木した木が危険な状態になっているなどの問い合わせや、修繕要望などがあります。システムの画面上に修理内容等を書き込むことができ、かつ、青い丸・黄色い丸などの表示により、完了や対応中などの状況が一目で分かり、状態が可視化されます。問い合わせ者は、その場所が市道かどうかとも分からずに連絡される場合がありますが、市道や府道かどうかとも確認できます。将来的にはこういった形で、問い合わせ情報が蓄積されることによって、例えば、寿命を向かえた街路灯では、苦情の多いところがピックアップでき、効果的に取り替え対応をすることも可能です。

(会長)

便利に使えそうですが、システムの経費が高そうですね。

(担当課)

システムの運用に関しましては、京都府内の全市町村が利用しているシステムとして、その運用経費を割り勘で負担していますので、単独でシステムを導入するよりも、比較的安価な経費で運用しております。

(委員)

前回の説明では、個人情報に係る情報の個別の運用事例について、業務を開始する前に事前に審議会に諮るということがあったのですが、今まではそういう事例はないのでしょうか。

(担当課)

この仕組みを使ったものについては初めてになります。前回の審議の中でご指摘のありました、子ども・子育て情報や、福祉情報などのデリケートな情報につきましては、この仕組みを利用する場合に関して、個別に審議会に諮るという話になっておりますので、基本的には、施設管理での利用としてガイドラインで示しています。

(会長)

消防のデジタルマップとの連携はどうでしょうか。

(担当課)

消防との連携は予定しておりません。ただし、あくまで庁内での担当職員のみ利用となりますが、自治防災課においては、警察が保有している交通事故などの情報について、警察から提供いただいたデータをシステムに取り込む情報連携を行っています。

(会長)

よろしいでしょうか。では以上で運用状況の報告とします。では、報告事項3件目の「公用車のドライブレコーダーの設置運用状況について」担当の財産管理課からお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

今の所事故はありませんか。

(担当課)

最近では車体の底を擦った事故がありましたが、その状況をドライブレコーダーは記録していました。

(委員)

公用車について、保険は一台一台加入されていますよね。また、先ほどの地理情報システムの説明でもありましたが、警察と連携して危険な場所を職員が把握することも大切かと思います。

(委員)

録画は上書きされるということですが、どれぐらいの時間で上書きされてしまうのでしょうか。

(担当課)

約2時間です。短いように感じられるかもしれませんが、通常市内走行する場合、目的の場所まで平均約20分とすると往復で約40分となり、次回の走行も往復で約40分としても、合計で約80分となりますが、その間、上書きされずに走行が可能です。また、もし、その間に事故等があれば、別の領域に記録されます。

(会長)

マイクロSDの容量は何ギガですか。

(担当課)

8ギガです。

(会長)

よろしいでしょうか。それではありがとうございます。では、報告事項4件目「亀岡市個人情報保護条例の一部改正について」併せて5件目「情報公開及び保有個人情報の開示請求状況等について」事務局からお願いします。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

条例改正は国の法令の改正に伴う修正です。情報公開実施状況については、どうでしょうか。

(委員)

条例の改正についてですが、国の法律の改正に伴う改正とありますが、亀岡市の条例の中身に関わることのような変更は、審議会での審議が必要となりますね。

(会長)

そのとおりです。特に意見等はありませんか。それでは以上で終了とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして、八嶋副会長にご挨拶をお願いします。

(委員)

本日は長時間にわたりまして、熱心に議論いただきましてありがとうございました。1月から今回で2回目ということですが、審議会は何度も開かれる方がいいのか、それとも少ない方がいいのか、いずれにしても、個人情報の保護の関係は様々な案件があり、子供たちの権利を守る等、難しい問題も多くあります。今年の審議会はこれで最後かと思えます。皆様よいお年をお迎えください。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。以上をもちまして終了いたします。本日は、長時間にわたり、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。